

定 款

一般社団法人人事労務システム協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人事労務システム協議会（英文名：HR and Payroll System Association、略称：HRSA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、関連する行政手続き及び法令・制度への対応を行う人事労務系ソフトウェア及びサービス等（以下「人事労務システム」という）を開発・販売・サポート（予定を含む）する業界の窓口として、デジタル庁及び厚生労働省、他関係省庁（以下「行政当局」という）との情報交換及び協議等を行い、関連する行政手続きの電子化や標準化等を通じたユーザの利便性向上を図るとともに、社会保険行政の円滑な執行に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 行政当局との情報交換及び協議
- (2) 行政当局からの事務連絡の会員への伝達
- (3) 行政当局への要望事項の伝達
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した団体又は法人
- (2) 賛助会員
この法人の事業に特に財政的に協力する団体又は法人もしくは個人
- (3) 特別会員
第28条で定める顧問、及び、別途理事会が定める基準に合致する者

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、この法人に入会申込書の提出又は入会申込書に記載する事項を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項に規定する理事会の承認は、理事会において別に定める会員規定によるものとし、承認後速やかにこれを本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の種類、金額、徴収方法等については総会の決議を経て別に定めるものとする。

(任意退会)

第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会員である団体又は法人が解散したとき並びに個人が死亡したとき等は、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又はその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員が、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により、総会の日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに

第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数がこの定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使及び代理行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員を出席したものとみなす。

3 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とするほか、副理事長及び専務理事並びに常務理事若干名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事並びに常務理事がある場合は、当該副理事長及び専務理事並びに常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員(団体又は法人会員の場合はその所属する構成員)の中から総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては4人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

2 理事長、副理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事は、使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係ある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えては

ならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (2) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。監事から理事会の招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときに理事会を招集すること。
 - (3) その他法令で定める職務

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、この定款に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲で、理事会又は監事の協議において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事又は監事に対しては、職務の執行に要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者若しくはこの法人又は社会保険システム連絡協議会に功労のあった者のうちから、理事長が必要と認める場合、理事会の同意を得て任命する。

3 顧問は、理事長及び第 10 章に規定する各委員会の委員長の求めに応じ、理事会又は委員会に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

5 顧問の会費は免除とし、報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(4) 会費の免除

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、理事（その事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が提案された議案につき書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録が書面をもって作成されているときは、これに署名し、又は記名押印する。

3 第1項の議事録が電磁的方法をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法令で定める署名または記名押印に代わる措置をとる。

第7章 財産及び会計

（財産）

第34条 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって運用管理するものとし、これを処分若しくは担保へ供すること又は基本財産から除外することはできないものとする。

（事業年度）

第35条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び収支計画）

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第37条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、この定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第43条 この法人の会務に関する機関として、理事会の承認を得て委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、会員の中から理事会が選任する。

3 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附 則

(設立時社員の名称又は氏名及び住所)

第45条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりとする。

東京都千代田区富士見一丁目2番21号
ピー・シー・エー株式会社

愛知県小牧市安田町190番地
株式会社セルズ

(設立時役員)

第46条 この法人の設立時理事長、設立時理事及び設立時監事は、次の者とする。

設立時理事長	田邨 公伸
設立時理事	田邨 公伸
設立時理事	加藤 雅也
設立時理事	前山 貴弘
設立時監事	大津 章敬

(最初の事業年度)

第47条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和6年6月30日までとする。

(準拠すべき法律)

第48条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人人事労務システム協議会を設立するため、設立時社員ピー・シー・エー株式会社及び株式会社セルズの定款作成代理人である司法書士法人飯塚リーガルパートナーズ 代表社員 高橋勝之は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年5月9日

設立時社員

東京都千代田区富士見一丁目2番21号
ピー・シー・エー株式会社
代表取締役 佐藤 文昭

愛知県小牧市安田町190番地

株式会社セルズ
代表取締役 加藤 雅也

東京都渋谷区元代々木町2番4号

上記社員の定款作成代理人

司法書士法人飯塚リーガルパートナーズ

代表社員 高橋 勝之